

町村では農地整理を主な目的としてその右に劃整と云ふことゝ
した。今度都市計画に指定されたところどこかものいしたいと
云う。先にやまのは密集地帯となり困難なから井上さんにも各家
に盡力され度い。更に説明会等をやさう行き度い。

一 議長 森田 三郎 予算編成について自治庁等の指示があると思ふが、このよう
算が指示に反しないかどうか。

一 議長 森田 三郎 これについては三十四年度予算編成方針が示されてあり
これに基いて編成されたもので反することは無い。

一 議長 田村 利一 本四件を委員会に付託して異議ないか。

異議 ない。

一 議長 田村 利一 それでは委員会に付託する。

日程 中 昭和三十四年度福島の各会計歳入歳出予算案について 議案第三号

日程 中 歳計現金並に蓄積金預入金融債戻について 議案第三号

日程 中 一時借入金について

日程 中 寄附受領について

一 議長 田村 利一 本四件を上程します。

一 書記 森田 三郎 朗読

一 議長 森田 三郎 委員会に付託案議され度い。

一 議長 田村 利一 議案第三号の預入金融債戻については一貫して考之方

か或は日々やまのか、曰この事につき説明願ひ度い。

一 収役 大野 忠二 富士、三菱、勧銀は特別室收の関係であり、武陽、農協

埼玉銀行は納税組合の関係であり、武陽、農協は地元との関係で特

にやまがあります。

郵便局は自衛隊関係の振込であり、地元三枝戻の預入金につ
ては三平等の預入である。

一 議長 田村 利一 総務委員会に付託され度い。

一 議長 田村 利一 委員会に付託して異議ないか。

異議 ない。

議 長(同村利一) 異議ないで委員会に付託する。

日程ヤ十四 町立ヤ十三小学校々舎増築について

日程ヤ十五 財産処分について

議 長(同村利一) 本件を上程致します。

書記(森重勝) 朗読

一助役(川邊善吉) ヤ十三学校々舎増築事業について全体計画設計の中にあり

西側に建てる予定で提案しているものであります。二階建てであります。

二階の上に教室室が乗って十四人入札の予定であり、後程予算に

出するわけですが予算は整地と建築費であります。西側に建てる

と中廊下の旧校舎の四教室と便所を取りこわ度く、議案ヤ十五

号の提案をお願いいたします。

議 長(同村利一) 議案ヤ十四号、十五号について、異議ありませんか。

異議 ないし

一議 長(同村利一) 異議なしと認め、原案通り決定致します。

日程ヤ十六 昭和三十三年度福永歳入歳出追加更正予算

議案ヤ三十九号

日程ヤ十七 昭和三十三年度福永町水道特別会計歳入歳出追加更正予算議案ヤ三十九号

日程ヤ十八 昭和三十三年度福永町公営住宅特別会計歳入歳出追加更正予算議案ヤ三十九号

日程ヤ十九 昭和三十三年度福永町営場特別会計歳入歳出追加更正予算議案ヤ三十九号

議 長(同村利一) 本四件を上程いたします。か当初予算と同じに委員会

付託して理事者の説明を聞くことでしょうか。

異議 ないし

一議 長(同村利一) これは説明を願います。

一助役(川邊善吉) 各委員会承認されたかと若干の支出するものもあります。

その他 二事の中にもあります。

一般会計は追加を入れて一七二八八、二四月となり主なものは滞納繰越金と

たばこ消費税と電気ガス税の収入、基地交付金は三八〇万の追加予算で

今回追加が一四三三六、〇〇〇月です。

使用料手数料は汚物処理場は中止してありますのでその減である庫

支出金は桑樹採取補助であります。都の支出金は霜せつ害の補助金で都市計画補助金は橋梁敷前場の補助金で本年度六〇〇万の工事を行なう年度で残を行なう予定であります。

寄附金はアサノボールの寄附金及駅前場の寄附金であります。

町債は町営住宅の起債であります。

支出について議会費、議員期米手当、文書費、食糧費、役場費、職員早給分期末手当、電話料及電報料、庁用備品。

文書費は種々の関係から一八万月かけて頂いたので追加した分の退却金は三人の職員が退却者であります。

消防費は都の消防協会に表彰贈与費で、土木費、橋梁費の増額と又工事請負費増額であります。

都市計画費は駅前広場の関係から街路用地買収費であります。

二九の倍償及償還金の四五〇〇〇月であります。これは昭和二十六年に貯水槽を五ヶ所いすか、これは二〇〇石で年度末までに貯水槽の

補助がある事ではないか、いかにありますが、の設計通り作ら

れておらず、不合格となり過去三年間接済の結果どうしても工費が通り出来ず、補助ないとの事であり現在まで使用して何都合

は、その部分を検討して補助の対象とされて戴き度いとのことありますので返還の止めを得たいと御願ひします。

教育費はオ、オ三小学校の備品及学校増築費であります。

公民館設置費は二五〇五〇〇月に幾分か足り三三〇万の担保金として組替へたいであります。

汚物処理場費の汚物引き上げ工事費、送金費に若干不足分

追加し繰出金に若干は先程町長説明の場合会計の繰出金であります。表彰審査委員公費は功勞、か多額であり、これは三十個つくり十七個

あし、その十三個保管してあります。

あとは収支をつけその予備費であります。

以上で一般会計は終了します。

上水道特別会計の追加は営繕費の減は電気代の減として事務請負金を組替えたものであります。 費はオミズ水源の設計並電気施設

並道路復旧工事費、 以上で上水道関係は終了します。

公益貸屋の元については繰越金の方入であります。

事務費で金を金庫に一度いりて当初の十金と今回の七万円で計十七万円が直します。

主としてこれだけであり公益貸屋は終了します。

と場特別会計は一五〇万の繰上り工費上乗りのものを解決した事と冷蔵庫の起債四〇万では不足しますから不足分をかりにに認であります。

オミズとはどのような冷蔵庫と都の注文の汚水の取り貯水槽及肉をかりる金具等であります。

以上であります。宜敷く審議願います。

議長(岡村利一)では本四件は委員会附託といたします。

日程オミズ 青森線復興外並に吾市線電化促進に関する決議(岡村利一)

議長(岡村利一)決議 オミズを

オミズ委員(保郎) 本件については理由に書いてある通りであります。審議願います。

異議 ありません。

議長(岡村利一)

日程オミズ 請願書の受理について、

議長(岡村利一) 本件を上程いたします。

書記(上野重勝) 朗読

オミズ委員(保郎) オミズの いは相当長に計画したが放送施設都立保育

園等の寄附のため、事業が一面、中興会館につれて建設の要

望があり、校舎の撤去もあるが校舎の転下りをりする。つね願います。

無償の有償については今後審議願うとしてよろしく願います。

「第1番(田村利一) 無償の字句は取除き受理するよう願ひ度い。
「第2番(森田) 町内の文書であり審議過程にそのような方向で審議され
度い。

「第4番(瀬田) 校舎を町内に私上げると言うことは好ましくない。これは公入れで
免考して建設面で補助するよういらいらよいと考へる。

「第5番(山本) 本件につき入れと、場合町内会を対象とするか、個人の利益
と、場合か。

「第6番(瀬田) 方法はいくらでも公入れにするともよいと考へる。

「第7番(山本) 無償と云う点を除いた方向で受理した上、総務委員
会に審議願ひたい。公入れはさけない方。よい。

「第8番(田村利一) 不件につき審議その件を併せて付託審議すること
のよい。

「第9番(山本) 総務委員会で充分審議した方がよい。
協議会でやる必要はない。

「第10番(瀬田) 結論はあらず審議と云うことでやうい度い。

「第11番(田村利一) 総務委員会に無償を削除して付託すること決定
してよい。

異議なし。

「議長(田村利一) 異議ないのと認め、総務委員会に付託します。

署名議員送付

「議長(田村利一) 署名議員送付は指名推薦により議長の指名によること、
異議ないか。

異議なし。

「議長(田村利一) 異議ないものと認め、指名推薦とし、署名を指名し異議ないの
で、全会一致で署名議員と決定いたします。

第13番 並木秀
第14番 清水多市

中丁五番 井上頼太郎

一議長(同村) 午後七時四十五分閉会を告げる。

右会議の次を記録し相違ないことを証するにためここに署名する。

昭和三十四年三月十日

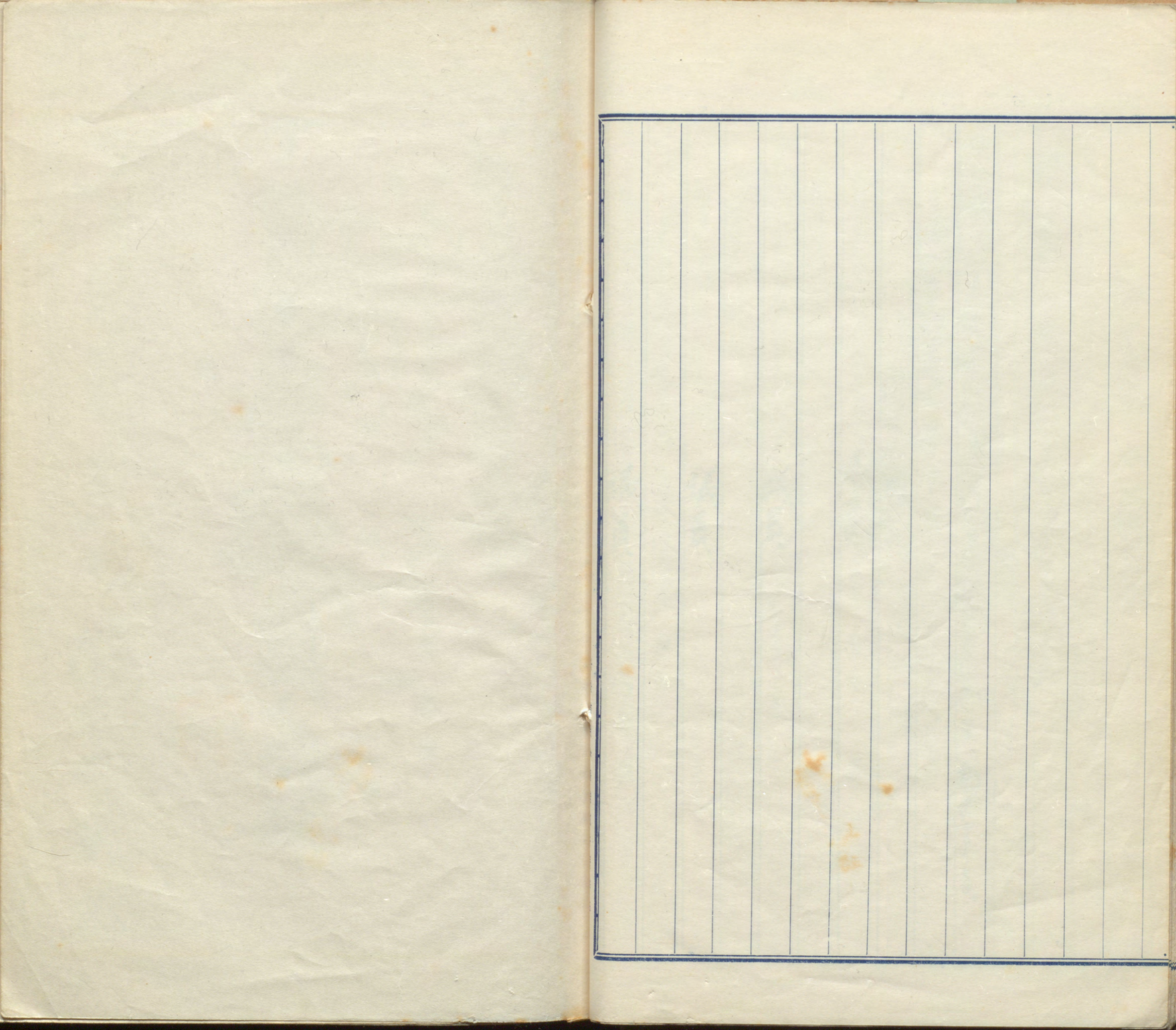
福生町議会

議長

議員

議員

議員



昭和三十四年六月二十五日

才二回福生町議会定例会々議録

福生町議会

才二田福生町議会定例会々談録

昭和三十四年六月二十五日才二田福生町議会定例会も福生町役場にて
集した

出席した議員は次のとおりである。

1	斎藤真一	2	高橋千春	3	渡井明
4	磯村武夫	5	清水与市	7	細刈晋一
8	西本益久	9	大久保一郎	10	米泉薫
11	石川徳義	12	山下久吉	13	田村祐一
14	中西虎蔵	15	高水惣八	16	村野弘
17	斎藤弘	18	岸茂	19	渡辺健二郎
20	平井賢治	21	吉田清	22	山下翠三
23	瀬古清蔵	24	高橋彦市		

一本日の会談事件及び談事日程は次の通りである。

日程才一福生町祝賀課室収条例の一部改定について

(議案才三八号)

令オニ 福生町の一般取員の給与に関する条例の一部改正
正に付して
(オニ九子)

令オ三 福生町議会事務局設置条例の改正に付して
(オ四・子)

令オ四 福生町取員定数条例の一部改正に付して
(オ四一子)

令オ五 福生町と畜場使用条例の全部改正に付して
(オ四ニ子)

令オ六 水道施設の買収に付して
(オ四ニ子)

令オ七 水道施設物の寄附受領に付して
(オ四四子)

令オ八 町常住宅建設に付して
(オ四五子)

令オ九 助役選任に関する同意に付して
(オ四六子)

令オ十 福生電報電話局を令の建設に関する決議
(決議オニ子)

令オ十一 郷土館建設に関する請願に付して
(決議オニ子)

令オ十二 給食補助員の身分を給与の事と方に関する請願に付して
(決議オニ子)

令オ十三 商工業関係共同施設に関する助成請願に付して
(決議オニ子)

令オ十四 補助道ニ子路の舗装化請願に付して
(決議オニ子)

令オ十五 旧町道直通用通に関する請願に付して
(決議オニ子)

令オ十六 下水道管敷設促進方請願の件
(決議オニ子)

令オ十七 地方自治法オ百三十一条の規定により公設事件説明のため出席した者は次の通りである

町長 秋山誠一 助役 川澄金吉 収入役 大野中心一
総務課長 豊井茂代次 未課長 橋本春蔵 警備課長 高水 求
民生課長 森田 猛 産業課長 町田 悟二 水道課長 古谷 徳男
警備課長 橋本 兵五郎

一本会の書記は次り通りである

書記 上野重勝 書記主よ 必利

一議長 午前五時開会を告了る

一議長 本日の会議事件及び議事日程を報告する

日程オ一 福生町税賦課率収束例の一部改正に付して

(議案オニ子)